県章

三重県公報

令和8年11月27日　（金）
第　775　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
705	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	（交通政策課）	3
706	同件	（同）	3
707	同件	（同）	3
708	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（地域福祉課）	4
709	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	（同）	4
710	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	（同）	4
711	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	5
712	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	（同）	5
713	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	（同）	6
714	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	6
715	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（同）	7
	公　　告		
	三重県公営企業の業務状況の公表	（財政課）	7
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	（同）	16
	三重県病院事業の業務状況の公表	（同）	20
	農用地利用集積等促進計画の認可	（担い手支援課）	24
	同件	（同）	24
	土地改良区の定款変更の認可	（農地調整課）	24
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	（同）	24
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	（同）	25
	同件	（同）	25
	同件	（同）	25
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	26
	同件	（同）	27
	同件	（同）	28
	同件	（同）	28
	同件	（同）	29
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（同）	30
	同件	（同）	30
	同件	（同）	31
	同件	（同）	31
	同件	（同）	31

公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	31
同件	（同）	32
同件	（同）	32
同件	（同）	32
同件	（同）	32
開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	33
宅地開発事業に関する工事の完了	（同）	33

告　　示

三重県告示第 705 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

アソビュー株式会社

東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8Ｆ

2　委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

タクシーの利用料の収納事務

3　指定をした日

令和 8 年 9 月 2 日

4　委託をした日

令和 8 年 9 月 2 日

5　委託期間

令和 8 年 9 月 2 日から令和 9 年 3 月 19 日まで

三重県告示第 706 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

滝原西村ハイヤー有限会社

三重県度会郡大紀町滝原 1507-1

2　委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

タクシーの利用料の収納事務

3　指定をした日

令和 8 年 9 月 1 日

4　委託をした日

令和 8 年 9 月 1 日

5　委託期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 12 日まで

三重県告示第 707 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社クリスタルタクシー

和歌山県新宮市船町 3 丁目 2 番地の 6

2　委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

タクシーの利用料の収納事務

3　指定をした日

令和 8 年 9 月 1 日

4　委託をした日

令和 8 年 9 月 1 日

5　委託期間

令和８年９月１日から令和９年３月 12 日まで

三重県告示第 708 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の２第５項において準用する同法第 50 条の２の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和８年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所　在　地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ＣａｒｅＰｌａｎｓテーションこころ	四日市市生桑町 590-1　ロジュマン生桑 202	通所型サービス（独自）	所在地	四日市市生桑町 590-1　ロジュマン生桑 202	四日市市東坂部町 53 番地１	令和８年９月１日
ＣａｒｅＰｌａｎｓテーションこころ	四日市市生桑町 590-1　ロジュマン生桑 202	介護予防支援	所在地	四日市市生桑町 590-1　ロジュマン生桑 202	四日市市東坂部町 53 番地１	令和８年９月１日
Ｌｉｇｈｔ　Ｂｏｄｙ　Ｓｕｎｎｙ	志摩市阿児町鵜方 5001	介護予防ケアマネジメント	所在地	志摩市阿児町鵜方 5001	志摩市阿児町鵜方 3016-4	令和８年９月１日
東員町第２地域包括支援センター	員弁郡東員町笹尾東３丁目１番６	訪問型サービス（独自）	所在地	員弁郡東員町笹尾東３丁目１番６	員弁郡東員町笹尾東２丁目５番４	令和８年９月 28 日
東員町第２地域包括支援センター	員弁郡東員町笹尾東３丁目１番６	訪問介護	所在地	員弁郡東員町笹尾東３丁目１番６	員弁郡東員町笹尾東２丁目５番４	令和８年９月 28 日
ケア工房　ゑまふ	四日市市日永西一丁目 17-10　Ｆ棟	通所型サービス（独自）	所在地	四日市市日永西一丁目 17-10　Ｆ棟	四日市市西松本町４番 22 号	令和８年10月１日
小春びより	伊勢市小俣町明野 409 番２号　サンライフ明野 203 号室	介護予防支援	名称	小春びより	ソフトケア伊勢店	令和８年11月４日

三重県告示第 709 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の２第５項において準用する同法第 50 条の２の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和８年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所　在　地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
さくら薬局　桑名東方店	桑名市東方掛越 593-1	居宅療養管理指導	令和８年10月10日
さくら薬局　桑名東方店	桑名市東方掛越 593-1	介護予防居宅療養管理指導	令和８年10月10日
認知症対応型通所介護　ゆりかご	北牟婁郡紀北町船津 1218 番地	認知症対応型共同生活介護	令和８年11月５日
認知症対応型通所介護　ゆりかご	北牟婁郡紀北町船津 1218 番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和８年11月５日
介護ネットグリーン訪問介護	桑名市大字矢田 413 番地の１	居宅介護支援	令和８年11月30日
介護ネットグリーン訪問介護	桑名市大字矢田 413 番地の１	介護予防支援	令和８年11月30日
第二吉祥苑ホームヘルプサービス	松阪市五主町 391 番地１	訪問型サービス（独自／定率）	令和８年11月30日
ケアサービス　有明の里　志摩	志摩市阿児町鵜方 4059　東ビル１Ｆ	訪問型サービス（独自／定率）	令和８年11月30日

三重県告示第 710 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の２第５項において準用する同法第 50 条の２の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和８年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所　在　地	事業（サービス）の種類	休止年月日
ぽかぽか薬局	四日市市羽津町 23-22	居宅療養管理指導	令和８年10月１日

ぽかぽか薬局	四日市市羽津町 23-22	介護予防居宅療養管理指導	令和８年 10 月１日
アサヒビハーラ指定居宅サービス（訪問介護）事業所	松阪市駅部田町 208 番地	居宅介護支援	令和８年 10 月 31 日
ジェイエイあいけあ癒いの里居宅介護支援センター	いなべ市藤原町石川 953 番地１	居宅介護支援	令和８年 10 月 31 日
さわやかシーサイド鳥羽ショートステイ	鳥羽市小浜町字浜辺 300-73	短期入所生活介護	令和８年 11 月 30 日
さわやかシーサイド鳥羽ショートステイ	鳥羽市小浜町字浜辺 300-73	介護予防短期入所生活介護	令和８年 11 月 30 日

三重県告示第 711 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の２（同法第 54 条の２第５項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和８年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所　在　地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変　更　年　月　日
				新	旧	
ＣａｒｅＰｌａｎｓテーションこころ	四日市市生桑町 590-1　ロジュマン生桑 202	通所型サービス（独自）	所在地	四日市市生桑町 590-1　ロジュマン生桑 202	四日市市東坂部町 53 番地１	令和８年９月１日
ＣａｒｅＰｌａｎｓテーションこころ	四日市市生桑町 590-1　ロジュマン生桑 202	介護予防支援	所在地	四日市市生桑町 590-1　ロジュマン生桑 202	四日市市東坂部町 53 番地１	令和８年９月１日
Ｌｉｇｈｔ　Ｂｏｄｙ　Ｓｕｎｎｙ	志摩市阿児町鵜方 5001	介護予防ケアマネジメント	所在地	志摩市阿児町鵜方 5001	志摩市阿児町鵜方 3016-4	令和８年９月１日
東員町第２地域包括支援センター	員弁郡東員町笹尾東３丁目１番６	訪問型サービス（独自）	所在地	員弁郡東員町笹尾東３丁目１番６	員弁郡東員町笹尾東２丁目５番４	令和８年９月 28 日
東員町第２地域包括支援センター	員弁郡東員町笹尾東３丁目１番６	訪問介護	所在地	員弁郡東員町笹尾東３丁目１番６	員弁郡東員町笹尾東２丁目５番４	令和８年９月 28 日
ケア工房　ゑまふ	四日市市日永西一丁目 17-10F 棟	通所型サービス（独自）	所在地	四日市市日永西一丁目 17-10　F 棟	四日市市西松本町４番 22 号	令和８年 10 月１日
小春びより	伊勢市小俣町明野 409 番２号　サンライフ明野 203 号室	介護予防支援	名称	小春びより	ソフトケア伊勢店	令和８年 11 月４日

三重県告示第 712 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の２（同法第 54 条の２第５項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和８年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
さくら薬局　桑名東方店	桑名市東方掛越 593-1	居宅療養管理指導	令和８年 10 月 10 日
さくら薬局　桑名東方店	桑名市東方掛越 593-1	介護予防居宅療養管理指導	令和８年 10 月 10 日
認知症対応型通所介護　ゆりかご	北牟婁郡紀北町船津 1218 番地	認知症対応型共同生活介護	令和８年 11 月５日

認知症対応型通所介護　ゆりかご	北牟婁郡紀北町船津 1218 番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和 8 年 11 月 5 日
介護ネットグリーン訪問介護	桑名市大字矢田 413 番地の 1	居宅介護支援	令和 8 年 11 月 30 日
介護ネットグリーン訪問介護	桑名市大字矢田 413 番地の 1	介護予防支援	令和 8 年 11 月 30 日
第二吉祥苑ホームヘルプサービス	松阪市五主町 391 番地 1	訪問型サービス（独自／定率）	令和 8 年 11 月 30 日
ケアサービス　有明の里　志摩	志摩市阿児町鵜方 4059　東ビル 1F	訪問型サービス（独自／定率）	令和 8 年 11 月 30 日

三重県告示第 713 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所　在　地	事業（サービス）の種類	休止年月日
ぽかぽか薬局	四日市市羽津町 23-22	居宅療養管理指導	令和 8 年 10 月 1 日
ぽかぽか薬局	四日市市羽津町 23-22	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 10 月 1 日
アサヒビハーラ指定居宅サービス（訪問介護）事業所	松阪市駅部田町 208 番地	居宅介護支援	令和 8 年 10 月 31 日
ジェイエイあいけあ癒いの里居宅介護支援センター	いなべ市藤原町石川 953 番地 1	居宅介護支援	令和 8 年 10 月 31 日
さわやかシーサイド鳥羽ショートステイ	鳥羽市小浜町字浜辺 300-73	短期入所生活介護	令和 8 年 11 月 30 日
さわやかシーサイド鳥羽ショートステイ	鳥羽市小浜町字浜辺 300-73	介護予防短期入所生活介護	令和 8 年 11 月 30 日

三重県告示第 714 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

第 1

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　桑名東員線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
員弁郡東員町大字北大社字道順田 536 番地先から 員弁郡東員町大字北大社字南沢 476 番 1 地先まで	旧	10.5～21.7	165.7
	新	15.5～25.0	165.7

第 2

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　365 号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
四日市市小牧町字東山 449 番 1 地先から 四日市市小牧町字山ケ鼻 120 番 2 地先まで	旧	33.1～49.2	202.5
	新	41.6～82.6	202.5

第 3

1　道路の種類　　県道
2　路　線　名　　伊勢磯部線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
伊勢市岡本一丁目425番2地先から 伊勢市勢田町字杉谷461番1地先まで	旧	16.2～25.8	811.6
	新	21.9～50.4	811.6

第4
1　道路の種類　　県道
2　路　線　名　　鳥羽松阪線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
伊勢市勢田町字杉谷457番1地先から 伊勢市岡本三丁目423番3地先まで	旧	16.2～25.8	811.6
	新	21.9～50.4	811.6

第5
1　道路の種類　　県道
2　路　線　名　　赤目掛線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
名張市赤目町柏原字木戸口1119番地先内	旧	7.3～8.5	8.3
	新	7.5～12.2	8.3

三重県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
一般国道 260号	度会郡南伊勢町船越字花川1837番6地先から 度会郡南伊勢町船越字深坪363番1地先まで	令和8年12月6日 13:00

公　　告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から同年9月30日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。
令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

水道事業

1　事業の概況

令和8年度上半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曽川用水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曽岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に、643万7,411立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に、629万9,154立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曽岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に、156万5,505立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に、717万3,360立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に、612 万 5,333 立方メートルの給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に、1,073 万 9,205 立方メートルの給水を行いました。

水道事業全体の令和 8 年度上半期の総給水量は、3,833 万 9,968 立方メートルとなりました。

2　経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3　決算の状況

令和 7 年度決算の状況は、令和 7 年度三重県水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表１

三重県水道事業損益計算書

令和８年４月 １日から
令和８年９月 30 日まで

（単位：円）

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	4,949,388,474	営業収益	4,069,558,952
原水及び浄水費	1,710,064,246	給水収益	4,067,640,912
配水費	458,994,304	その他営業収益	1,918,040
業務費	167,863,013		
総係費	188,582,411		
減価償却費	2,382,793,500		
資産減耗費	41,091,000		
営業外費用	72,370,965	営業外収益	423,534,158
支払利息及び企業債取扱諸費	72,337,377	受取利息	10,274,657
雑支出	33,588	長期前受金戻入	412,116,000
		雑収益	1,143,501
		当期純損失	528,666,329
合計	5,021,759,439	合計	5,021,759,439

別表２

三重県水道事業貸借対照表

令和８年 ９月 30 日

（単位：円）

資産		負債資本	
科目	金額	科目	金額
固定資産	116,996,530,619	固定負債	10,124,390,171
有形固定資産	85,539,155,566	企業債	6,055,029,675
無形固定資産	31,457,375,053	引当金	4,069,360,496
流動資産	7,034,837,319	流動負債	2,090,482,079
現金預金	5,803,009,528	企業債	454,210,258
未収金	799,399,849	未払金	271,009,455
貯蔵品	147,042,229	その他流動負債	1,365,262,366
前払金	1,633,403	繰延収益	19,481,768,316
その他流動資産	283,752,310	負債合計	31,696,640,566
		資本金	92,456,904,045
		剰余金	△122,176,673
		資本剰余金	869,153,060
		欠損金	991,329,733
		（うち当期純損失）	(528,666,329)
		資本合計	92,334,727,372
資産合計	124,031,367,938	負債資本合計	124,031,367,938

（注）有形固定資産の減価償却累計額　82,158,156,308 円
　　繰延収益の収益化累計額　21,209,566,329 円

別表 3

令和 7 年度　三重県水道事業決算書

(1)　収益的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
第 1 款　水道事業収益	9,889,933,000	10,077,558,394	187,625,394	
第 1 項　営業収益	8,962,949,000	9,051,171,675	88,222,675	（うち仮受消費税及び地方消費税 822,691,120 円）
第 2 項　営業外収益	926,984,000	1,026,386,719	99,402,719	（〃 148,727 円）

支　　出

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	翌年度繰越額	不　用　額	備　　考
第 1 款　水道事業費用	10,449,865,044	9,859,795,692	37,965,400	552,103,952	
第 1 項　営業費用	10,253,123,044	9,716,706,222	37,965,400	498,451,422	（うち仮払消費税及び地方消費税 375,054,927 円）
第 2 項　営業外費用	194,742,000	143,089,470	0	51,652,530	（〃 91,416 円）
第 3 項　予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2)　資本的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
第 1 款　資本的収入	3,513,678,000	2,400,355,963	△1,113,322,037	
第 1 項　企業債	900,000,000	900,000,000	0	
第 2 項　補助金	1,925,363,000	815,361,000	△1,110,002,000	翌年度繰越額に係る財源充当額
第 3 項　出資金	679,163,000	679,163,000	0	
第 4 項　負担金	9,152,000	5,831,963	△3,320,037	

支　　出

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	翌年度繰越額	不　用　額	備　　考
第 1 款　資本的支出	12,466,905,500	8,059,729,466	3,781,533,503	625,642,531	
第 1 項　建設改良費	11,335,710,500	6,928,539,108	3,781,533,503	625,637,889	（うち仮払消費税及び地方消費税 617,543,811 円）
第 2 項　償還金	1,131,195,000	1,131,190,358	0	4,642	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,659,373,503 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 543,158,660 円及び過年度分損益勘定留保資金 5,116,214,843 円で補てんした。

工業用水道事業

1　事業の概況

令和８年度上半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に 9,664 万 6,875 立方メートルを、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に 598 万 7,834 立方メートルを、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に 307 万 8,771 立方メートルをそれぞれ給水し、工業用水道事業全体の総給水量は、1 億 571 万 3,480 立方メートルとなりました。

2　経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県工業用水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3　決算の状況

令和７年度決算の状況は、令和７年度三重県工業用水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表１

三重県工業用水道事業損益計算書

令和８年 ４月 １日から
令和８年 ９月 30 日まで

（単位：円）

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	3,157,173,400	営業収益	3,141,188,449
原水及び浄水費	1,190,193,095	給水収益	3,026,252,631
配水費	198,341,934	その他営業収益	114,935,818
業務費	130,446,980		
総係費	153,073,391		
減価償却費	1,436,835,500		
資産減耗費	48,282,500		
営業外費用	124,676,491	営業外収益	181,310,816
支払利息及び企業債取扱諸費	123,426,586	受取利息	15,479,500
雑支出	1,249,905	他会計補助金	4,290,000
		長期前受金戻入	157,273,000
		雑収益	4,268,316
当期純利益	40,649,374		
合計	3,322,499,265	合計	3,322,499,265

別表２

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和８年 ９月 30 日

（単位：円）

資産		負債資本	
科目	金額	科目	金額
固定資産	116,778,580,041	固定負債	26,225,875,498
有形固定資産	113,453,929,719	企業債	21,169,714,748
無形固定資産	2,924,650,322	引当金	5,056,160,750
投資その他の資産	400,000,000		
流動資産	5,430,512,529	流動負債	1,366,823,951
現金預金	4,311,600,401	企業債	574,926,106
未収金	799,745,234	未払金	118,895,951
貯蔵品	97,510,717	その他流動負債	673,001,894
前払金	977,757	繰延収益	15,685,825,142
その他流動資産	220,678,420	負債合計	43,278,524,591
		資本金	78,138,125,548
		剰余金	792,442,431
		資本剰余金	1,228,733,715
		欠損金	436,291,284
		（うち当期純利益）	(40,649,374)
		資本合計	78,930,567,979
資産合計	122,209,092,570	負債資本合計	122,209,092,570

（注）有形固定資産の減価償却累計額　76,912,838,633 円
　　繰延収益の収益化累計額　19,166,633,617 円

別表 3

令和 7 年度　三重県工業用水道事業決算書

(1)　収益的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
第 1 款　工業用水道事業収益	6,224,502,000	6,423,894,437	199,392,437	
第 1 項　営 業 収 益	5,843,522,000	5,850,627,802	7,105,802	（うち仮受消費税及び地方消費税 531,850,036 円）
第 2 項　営 業 外 収 益	380,980,000	573,266,635	192,286,635	（〃 39,064 円）

支　　出

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	翌　年　度繰　越　額	不　用　額	備　　考
第 1 款　工業用水道事業費用	6,744,932,096	6,444,696,215	0	300,235,881	
第 1 項　営 業 費 用	6,504,820,096	6,258,020,892	0	246,799,204	（うち仮払消費税及び地方消費税 271,252,489 円）
第 2 項　営 業 外 費 用	238,112,000	186,675,323	0	51,436,677	
第 3 項　予　備　費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2)　資本的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
第 1 款 資 本 的 収 入	2,759,885,000	2,754,260,995	△ 5,624,005	
第 1 項　企　業　債	2,340,000,000	2,340,000,000	0	
第 2 項　補　助　金	81,700,000	81,700,000	0	
第 3 項　出　資　金	301,462,000	301,462,499	499	
第 4 項　負　担　金	36,723,000	31,098,496	△ 5,624,504	

支　　出

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	翌　年　度繰　越　額	不　用　額	備　　考
第 1 款 資 本 的 支 出	7,145,870,440	6,491,152,281	389,448,220	265,269,939	
第 1 項　建 設 改 良 費	5,848,885,440	5,194,169,289	389,448,220	265,267,931	（うち仮払消費税及び地方消費税 449,101,748 円）
第 2 項　償　還　金	1,196,985,000	1,196,982,992	0	2,008	
第 3 項　投　　資	100,000,000	100,000,000	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,736,891,286 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 449,101,748 円及び過年度分損益勘定留保資金 3,287,789,538 円で補てんした。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　事業の概況

令和 8 年度上半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 2,014 万 8,044 立方メートルを処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 930 万 7,055 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 174 万 3,271 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 501 万 71 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 580 万 9,924 立方メートルを処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 419 万 2,388 立方メートルを処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 8 年度上半期の総処理水量は、4,621 万 753 立方メートルとなりました。

2　経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3　決算の状況

令和 7 年度決算の状況は、令和 7 年度三重県流域下水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表１

三重県流域下水道事業損益計算書

令和８年４月 １日から
令和８年９月 30 日まで

（単位：円）

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	6,776,511,911	営業収益	2,386,329,685
管渠費	465,768	維持管理負担金収益	2,386,329,685
ポンプ場費	63,031,586		
処理場費	2,722,809,582		
総係費	57,212,749		
減価償却費	3,907,788,466		
資産減耗費	25,203,760		
営業外費用	261,223,514	営業外収益	3,562,676,810
支払利息及び企業債取扱諸費	258,367,614	長期前受金戻入	3,562,222,734
その他雑支出	2,855,900	雑収益	454,076
		当期純損失	1,088,728,930
合計	7,037,735,425	合計	7,037,735,425

別表２

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和８年 ９月 30 日

（単位：円）

資産		負債資本	
科目	金額	科目	金額
固定資産	227,347,206,283	固定負債	32,839,209,276
有形固定資産	227,345,775,627	企業債	32,839,209,276
無形固定資産	1,430,656	流動負債	2,462,261,898
流動資産	1,370,587,184	企業債	1,802,741,341
現金預金	320,316,167	維持管理負担金繰越金	363,433,238
前払金	722,432,435	その他流動負債	296,087,319
その他流動資産	327,838,582	繰延収益	163,831,344,014
		負債合計	199,132,815,188
		資本金	9,760,349,396
		剰余金	19,824,628,883
		資本剰余金	19,856,891,076
		欠損金	32,262,193
		（うち当期純損失）	(1,088,728,930)
		資本合計	29,584,978,279
資産合計	228,717,793,467	負債資本合計	228,717,793,467

（注）有形固定資産の減価償却累計額　49,471,407,736 円

繰延収益の収益化累計額　45,539,094,983 円

別表 3

令和 7 年度　三重県流域下水道事業決算書

(1)　収益的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
第 1 款　流域下水道事業収益	15,484,858,000	15,114,865,910	△369,992,090	
第 1 項　営　業　収　益	7,604,960,000	7,238,755,992	△366,204,008	（うち仮受消費税及び地方消費税 658,068,691 円）
第 2 項　営 業 外 収 益	7,879,898,000	7,876,109,918	△3,788,082	（〃 612,135 円）

支　　出

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	翌　年　度繰　越　額	不　用　額	備　　考
第 1 款 流域下水道事業費用	15,286,058,000	14,564,653,178	0	721,404,822	
第 1 項　営　業　費　用	14,507,387,000	13,927,814,393	0	579,572,607	（うち仮払消費税及び地方消費税 537,057,284 円）
第 2 項　営 業 外 費 用	778,171,000	636,838,785	0	141,332,215	（〃 3,538 円）
第 3 項　予　備　費	500,000	0	0	500,000	

(2)　資本的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
第 1 款　資　本　的　収　入	10,464,921,000	8,122,936,000	△2,341,985,000	
第 1 項　企　業　債	2,323,063,000	1,720,400,000	△602,663,000	
第 2 項　補　助　金	6,217,374,000	4,779,822,000	△1,437,552,000	
第 3 項　負　担　金	1,924,484,000	1,622,714,000	△301,770,000	（うち仮受消費税及び地方消費税 147,519,432 円）

支　　出

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	翌　年　度繰　越　額	不　用　額	備　　考
第 1 款　資　本　的　支　出	11,037,229,000	8,439,090,220	2,596,738,000	1,400,780	
第 1 項　建　設　改　良　費	8,054,429,000	5,456,293,880	2,596,738,000	1,397,120	（うち仮払消費税及び地方消費税 478,632,033 円）
第 2 項　償　還　金	2,982,800,000	2,982,796,340	0	3,660	

資本的収入額から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 367,574,000 円を除き、前年度から繰り越された支出の財源に充当する額 121,394,000 円を加えた額 7,876,756,000 円が、資本的支出額に不足する額 562,334,220 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 121,620,004 円、過年度分損益勘定留保資金 108,901,185 円及び当年度分損益勘定留保資金 331,813,031 円で補てんした。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、県民の健康保持と医療水準の向上に努めています。

令和 8 年度の業務予定量に対する令和 8 年 9 月 30 日現在の実績は、次のとおりです。

	年間業務予定量	9 月末実績
(1) 病　床　数	700 床	700 床
一 般 病 床	282 床	282 床
精 神 病 床	418 床	418 床
(2) 年 間 患 者 数		
入　院	156,417 人	70,181 人
外　来	118,015 人	59,953 人
(3) 1 日平均患者数		
入　院	428 人	384 人
外　来	490 人	491 人

2　経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3　決算の状況

令和 7 年度決算の状況は、令和 7 年度三重県病院事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表１

三重県病院事業損益計算書

令和８年４月１日から
令和８年９月30日まで

（単位：円）

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
医業費用	2,842,796,929	医業収益	1,270,940,163
給与費	1,467,500,469	入院収益	1,010,554,102
材料費	113,338,115	外来収益	225,755,373
経費	967,807,913	その他医業収益	34,630,688
減価償却費	289,109,000		
資産減耗費	383,909		
研究研修費	4,657,523		
医業外費用	100,404,785	医業外収益	1,630,500,258
支払利息及び企業債取扱諸費	32,204,595	受取利息配当金	2,648,147
長期前払消費税償却	13,685,500	他会計補助金	67,812,500
患者外給食材料費	378,208	長期前受金戻入	162,623,500
雑損失	54,136,482	負担金	1,306,572,500
		その他医業外収益	90,843,611
		当期純損失	41,761,293
合計	2,943,201,714	合計	2,943,201,714

別表２

三重県病院事業貸借対照表

令和８年９月30日

（単位：円）

資産		負債資本	
科目	金額	科目	金額
固定資産	7,008,332,620	固定負債	9,702,514,972
有形固定資産	6,744,262,923	企業債	3,992,779,168
無形固定資産	2,298,889	他会計借入金	4,400,592,278
投資その他の資産	261,770,808	引当金	1,309,143,526
流動資産	2,469,504,709	流動負債	1,680,219,322
現金預金	1,957,328,408	企業債	394,650,896
未収金	420,261,312	引当金	213,308,000
貯蔵品	3,524,609	未払金	179,955,504
前払費用	10,631,976	未払消費税及び地方消費税	1,761,400
前払金	72,108,696	前受金	878,615,000
その他流動資産	5,649,708	その他流動負債	11,928,522
		繰延収益	1,479,060,794
		負債合計	12,861,795,088
		資本金	311,409,778
		剰余金	△3,695,367,537
		資本剰余金	1,371,558,750
		欠損金	5,066,926,287
		（うち当期純損失）	(41,761,293)
		資本合計	△ 3,383,957,759
資産合計	9,477,837,329	負債資本合計	9,477,837,329

（注）有形固定資産の減価償却累計額　19,347,357,488円

繰延収益の収益化累計額　7,763,452,068円

別表３

令和７年度　三重県病院事業決算書

(1)　収益的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
第１款　病院事業収益	5,852,731,000	5,863,910,840	11,179,840	
第１項　医業収益	2,503,056,000	2,502,883,419	△ 172,581	（うち仮受消費税及び地方消費税 10,946,420 円）
第２項　医業外収益	3,349,675,000	3,361,027,421	11,352,421	（　〃　1,909,297 円）

支　　出

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	翌年度繰越額	不用額	備　　考
第１款　病院事業費用	6,038,103,000	5,964,398,672	0	73,704,328	
第１項　医業費用	5,913,200,000	5,844,040,724	0	69,159,276	（うち仮払消費税及び地方消費税　93,113,753 円）
第２項　医業外費用	124,903,000	120,357,948	0	4,545,052	（　〃　146,689 円）

(2)　資本的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考
第１款　資本的収入	798,971,000	795,149,643	△ 3,821,357	
第１項　企業債	338,300,000	335,200,000	△ 3,100,000	
第２項　県費負担金	440,061,000	439,339,443	△ 721,557	
第３項　短期貸付金返還金	0	0	0	
第４項　国庫補助金	20,610,000	20,610,200	200	

支　　出

（単位：円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	翌年度繰越額	不用額	備　　考
第１款　資本的支出	1,237,388,280	1,232,681,473	0	4,706,807	
第１項　建設改良費	407,994,280	403,288,290	0	4,705,990	（うち仮払消費税及び地方消費税 36,661,365 円）
第２項　企業債償還金	738,794,000	738,793,183	0	817	
第３項　長期借入金償還金	90,000,000	90,000,000	0	0	
第４項　長期貸付金	600,000	600,000	0	0	
第５項　短期貸付金	0	0	0	0	

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額 437,531,830 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,082,517 円及び過年度分損益勘定留保資金 436,449,313 円で補てんした。

※たな卸資産購入額 139,986,761 円（うち仮払消費税及び地方消費税 12,725,992 円）

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	472筆
四日市市	2筆
菰野町	78筆
志摩市	1筆
紀北町	3筆

2　農用地利用集積等促進計画の認可日

令和8年11月27日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	57筆
いなべ市	35筆
四日市市	981筆
鈴鹿市	86筆
亀山市	44筆
菰野町	779筆
津市	177筆
松阪市	64筆
伊勢市	54筆
志摩市	7筆
伊賀市	80筆
熊野市	2筆
御浜町	23筆

2　農用地利用集積等促進計画の認可日

令和8年11月27日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、櫛田上土地改良区（松阪市豊原町1077番地1）の定款の変更を認可しました。

令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、中勢用水土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起

することができます。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し

2　縦覧の期間

令和８年11月30日から同年12月25日まで

3　縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内23番1号）

亀山市役所産業環境部農林振興課農林施設グループ（亀山市本丸町577番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により中山間地域農業農村総合整備事業（農地防災）紀北3期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2　縦覧の期間

令和８年11月30日から同年12月25日まで

3　縦覧の場所

紀北町役場農林水産課（北牟婁郡紀北町東長島769番地1）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により中山間地域農業農村総合整備事業（農道整備）紀北3期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2　縦覧の期間

令和８年11月30日から同年12月25日まで

3　縦覧の場所

紀北町役場農林水産課（北牟婁郡紀北町東長島769番地1）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により中山間地域農業農村総合整備事業（農業用

用排水施設整備）紀北3期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2　縦覧の期間

令和8年11月30日から同年12月25日まで

3　縦覧の場所

紀北町役場農林水産課（北牟婁郡紀北町東長島769番地1）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＳＤ四日市日永店

四日市市日永一丁目138　ほか

2　変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者氏名	住所
ＪＡ三井リース建物株式会社	代表取締役　工藤　真樹	東京都中央区銀座八丁目13番1号

（変更後）

氏名又は名称	代表者氏名	住所
ＪＡ三井リース建物株式会社	代表取締役　工藤　真樹	東京都中央区日本橋一丁目4番1号

3　変更年月日

令和8年9月24日

4　変更理由

設置者の所在地変更のため

5　届出の日

令和8年11月10日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和８年11月27日から令和９年３月29日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から４月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第８条第３項の規定により公告し、縦覧します。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ファムタウン四日市上海老ショッピングセンター
四日市市上海老字東大沢1585番146　ほか36筆

2　変更事項

(1)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者氏名	住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	代表取締役　濵野　敬一	東京都港区芝浦一丁目２番３号

（変更後）

氏名又は名称	代表者氏名	住所
ＳＭＴＢリース株式会社	代表取締役　濵野　敬一	東京都港区芝浦一丁目２番３号

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者氏名	住所
株式会社ナフコ	代表取締役　石田　卓巳	北九州市小倉北区魚町二丁目６番10号
ＪＡ全農Ａコープ株式会社	代表取締役　宗村　達夫	横浜市泉区中田南三丁目２番38号
スギホールディングス株式会社	代表取締役　杉浦　克典	愛知県安城市三河安城町一丁目８番地４
株式会社大創産業	代表取締役　矢野　靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目４番14号

（変更後）

氏名又は名称	代表者氏名	住所
株式会社ナフコ	代表取締役　石田　卓巳	北九州市小倉北区魚町二丁目６番10号
ＪＡ全農Ａコープ株式会社	代表取締役　山崎　智弘	横浜市港北区新横浜三丁目２番地３
スギホールディングス株式会社	代表取締役　杉浦　克典	愛知県安城市三河安城町一丁目８番地４
株式会社大創産業	代表取締役　矢野　靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目４番14号

3　変更年月日

令和８年10月１日

4　変更理由

(1)　設置者の商号変更のため

(2)　小売業者の所在地変更及び代表者の氏名変更のため

5　届出の日

令和８年11月10日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和８年 11 月 27 日から令和９年３月 29 日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から４月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第８条第３項の規定により公告し、縦覧します。

令和８年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー大黒田店
松阪市大黒田町字西出 1248 番

2　変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	代 表 者 氏 名	住　　所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	代表取締役　濵野　敬一	東京都港区芝浦一丁目２番３号

（変更後）

氏名又は名称	代 表 者 氏 名	住　　所
ＳＭＴＢリース株式会社	代表取締役　濵野　敬一	東京都港区芝浦一丁目２番３号

3　変更年月日
令和８年 10 月１日

4　変更理由
設置者の商号変更のため

5　届出の日
令和８年 11 月 10 日

6　届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間
令和８年 11 月 27 日から令和９年３月 29 日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告します。

法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から４月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第８条第３項の規定により公告し、縦覧します。

令和８年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ郷津店
松阪市郷津町 204-1　ほか 31 筆

2　変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	代 表 者 氏 名	住　　所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	代表取締役　濵野　敬一	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号

（変更後）

氏名又は名称	代 表 者 氏 名	住　　所
ＳＭＴＢリース株式会社	代表取締役　濵野　敬一	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号

3　変更年月日
令和 8 年 10 月 1 日

4　変更理由
設置者の商号変更のため

5　届出の日
令和 8 年 11 月 10 日

6　届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 11 月 27 日から令和 9 年 3 月 29 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹ星川店
桑名市大字星川字十二 835　ほか 34 筆

2　変更事項
(1)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	代 表 者 氏 名	住　　所
ＵＤリテール株式会社	代表取締役　鈴木　康介	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号
株式会社三洋堂ホールディングス	代表取締役　加藤　和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町 18 番 22 号

（変更後）

氏名又は名称	代 表 者 氏 名	住　　所
ＵＤリテール株式会社	代表取締役　片桐　三希成	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号
株式会社三洋堂ホールディングス	代表取締役　加藤　和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町 18 番 22 号

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	代 表 者 氏 名	住　　所
ＵＤリテール株式会社	代表取締役　鈴木　康介	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号
株式会社セリア	代表取締役　河合　映治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地
株式会社三洋堂書店	代表取締役　加藤　和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町 18 番 22 号

（変更後）

氏名又は名称	代 表 者 氏 名	住　　所
ＵＤリテール株式会社	代表取締役　片桐　三希成	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号
株式会社セリア	代表取締役　河合　映治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地
株式会社三洋堂書店	代表取締役　加藤　和裕	愛知県名古屋市瑞穂区新開町 18 番 22 号

3　変更年月日

令和 8 年 9 月 29 日

4　変更理由

(1)　設置者の代表者の変更のため

(2)　小売業を行う者の代表者の変更のため

5　届出の日

令和 8 年 11 月 9 日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 11 月 27 日から令和 9 年 3 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Ｂブロック）

津市久居明神町字風早 2381-2　ほか 30 筆

2　津市から聴取した意見

意見なし

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 11 月 27 日から同年 12 月 28 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 11 月 27 日

三 重 県 知 事　　一　　見　　勝　　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Ｃブロック）

津市久居明神町字風早 2488-1　ほか 38 筆

2　津市から聴取した意見

意見なし

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

令和８年 11 月 27 日から同年 12 月 28 日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定による届出に対して同法第８条第１項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第３項の規定により公告します。

令和８年 11 月 27 日

三重県知事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
サンファーレ
桑名市桑栄町 1-1　ほか
2　桑名市から聴取した意見
意見なし
3　意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
令和８年 11 月 27 日から同年 12 月 28 日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定による届出に対して同法第８条第１項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第３項の規定により公告します。

令和８年 11 月 27 日

三重県知事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
桑名サンシパーク（Ｂゾーン）
桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地　ほか 53 筆
2　桑名市から聴取した意見
意見なし
3　意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
令和８年 11 月 27 日から同年 12 月 28 日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定による届出に対して同法第８条第１項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第３項の規定により公告します。

令和８年 11 月 27 日

三重県知事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ブライトガーデン明和
多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1　ほか 13 筆
2　明和町から聴取した意見
意見なし
3　意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
令和８年 11 月 27 日から同年 12 月 28 日まで
開庁日の午前９時から午後５時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

2　作業期間

令和８年12月１日から令和９年３月19日まで

3　作業地域

津市の一部及び松阪市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から通知がありました。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

2　作業期間

令和８年11月16日から令和９年12月28日まで

3　作業地域

南牟婁郡紀宝町成川

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類

公共測量（用地測量）

2　作業期間

令和８年10月16日から令和９年７月２日まで

3　作業地域

多気郡多気町野中、同町田中及び同町森荘

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類

公共測量（用地測量）

2　作業期間

令和８年10月16日から令和９年９月30日まで

3　作業地域

多気郡多気町森荘及び同町笠木

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和８年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2　作業期間

令和８年11月５日から令和９年２月25日まで

3　作業地域
　鳥羽市坂手町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年 11月10日	伊勢市小俣町明野394-1	伊勢市小俣町湯田794-11 理楽株式会社 代表取締役　瀬古　長司
令和8年 11月12日	三重郡菰野町大字千草字一塚6216-1	三重郡菰野町大字千草6216-4 後藤　恵太 亀山市能褒野町63-20　Ｍａｙｆｌｏｗｅｒ1101Ｄ号 後藤　優里
令和8年 11月16日	員弁郡東員町大字長深字道進2261-1	三重郡川越町大字豊田65-7　アメニティジン103 滝川　裕史 三重郡川越町大字豊田65-7　アメニティジン103 滝川　美沙

三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例（令和7年三重県条例第33号）附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされる廃止前の三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和8年11月27日

三重県知事　一　見　勝　之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和8年 10月29日	北牟婁郡紀北町馬瀬字山ノ越579ほか9筆	尾鷲市大字南浦4587-4 社会福祉法人長茂会 理事長　世古　祐臣

発行　**三　重　県**

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　https://www.pref.mie.lg.jp/
